

オルティ通信

NO.1

分かるようで分からない医療のはてな

司法書士事務所オルティ 代表 中村育美



元看護師の司法書士として、杉並区で法律相談を行っています。

オルティでは生前対策や遺産承継を、単にお手続きとして終わらせるのではなく、家族としてもう一步踏み込んだ話し合いのきっかけにして欲しいと考えています。“病気を患ってしまったらどうしよう” “認知症を発症してしまったらどうしよう” このような不安は財産対策のみでは払拭出来ません。この通信では、健康や医療に関する内容を中心に情報発信しております。“もしも”を考える上で、参考にしていただけたら幸いです。

テーマ

【代理意思決定とは】

ー代理意思決定とはー

医療行為を行う際には、医師が患者さんに病状を説明し、患者さん自身が治療について理解・同意する必要があります。しかし、患者さんの意識がない、認知症があるなどの場合、家族等がその決断を代理しなければなりません。

人工呼吸器・心臓マッサージなどの救命処置を行うかどうか、栄養摂取の手段として点滴・経管栄養等を行うかどうか、など人の最期に関わる選択を代理することは、非常に重い責任が伴います。

ー家に帰りたい患者さんー

ある認知症患者さんが慢性心不全の増悪で入院されました。ご自宅でお看取りする選択肢もありましたが、ご家族のご希望により救命処置が行われました。

入院中は、患者さんが体につながれている医療機器を外さないよう、両腕はベッドに拘束されていました。また、治療自体にも苦痛が伴うため、患者さんは「家に帰して！」「死んでもいいからもうやめて！」「家族の言うことは聞かないで！」と泣きながら訴え続けていました。患者さんは数日後にご逝去され、ご家族は「最期まで苦しんでいましたね。家に帰してあげればよかった。」と、後悔されているご様子でした。

ー代理意思決定をする家族の苦悩ー

あるご家族から打ち明けていただいたお話です。

患者さんは重度のCOPD(慢性閉塞性肺疾患)と肺炎の合併により、強い呼吸苦と意識低下があり、極めて重篤な状態でした。娘様に治療方針の代理意思決定が委ねられましたが、なかなか決断することが出来ず、応急的な処置が継続されている状態でした。『入院に必要なものを用意していたらダンスから父の遺言書が出てきて、家や貯金のことが書いてありました。母は脳卒中で倒れて、病院についたときには既に手遅れだったので、救命するかどうかなんて考えた事もなかったです。もっと大切なことをちゃんと話し合っておくべきだったと思います。私はどうしたらいいのでしょうか…。簡単に決められません。』

ー正しい答えはないー

患者さんとそのご家族の状況・価値観は千差万別で、絶対に正しい答えは存在しません。

“高齢だから”という理由で、治療の差し控えを検討することはあってはならないですが、人は老いて、いつか必ず死を迎えます。加齢により予備力がなくなった身体に過度な医療行為を行うことは、かえって苦しみを助長させてしまうこともあります。

「やっぱりこうしておけばよかった」と思っても、その

最期はやり直しが出来ません。治療方針をめぐって家族同士で揉めてしまったり、患者さんの死後にご家族から後悔の言葉を聞くと、看護師としてとても辛い瞬間でした。

日本は家族主義の文化であり、自己主張することが苦手な国民性です。良くも悪くも、「家族なら自分の意思を汲んでくれるだろう」という暗黙の信頼があります。また、家族とはいえ、死を前提とした話し合いは“不謹慎・失礼”と感じる傾向も強く、終末期に関する話し合いがしづらい現状があります。

しかし、自分の命、自分の人生です。最期をどこで、どのように過ごしたいのか、どんな医療を選択したいのか、元気な今だからこそ、考えてみてください。そしてそれを大事な人に伝えてみてください。会議のようにかしこまったものでなくても大丈夫です。

大切なことは、“いつかやる”にしないこと・以心伝心に頼らないこと、です。

—どんな話し合いをすべきなのか—

終末期に向けた話し合いは、何か1つ・1度だけしておけば良いというものではありません。“もしこうだったら”という場面は数多くある上に、人の心は状況に応じて変化するからです。

例えば、人工呼吸器を希望しますか？と聞くと、多くの人はNOと答える傾向がありますが、人工呼吸器の役割には色々あります。

自力呼吸が難しい人にとっては延命のための使用ですが、肺を補助し、回復を待つために使用するのであれば治療のための使用です。同じ処置でも状況によって役割が変わるため、“もし～だったら”のケースはある程度考えておく必要があります。

また、一度やらないと決めた処置でも、“孫の結婚式が決まった”など、状況が変化すると「やっぱり頑張ってみようかな」と気持ちが変わることもあります。

話し合いには医療的な知識が不可欠ですので、既に医療にかかっている方は、主治医や担当看護師を交えて行ってください※。そうでない方は、終末期医療に関する参考書、セミナーなどで情報収集することをお勧めいたします。セミナーは行政・病院でも開催されていますし、オルティ通信でも、今後様々な情報を発信していきますので、ぜひご参考ください。

※ACP(アドバンス・ケア・プランニング)といい、厚生労働省が推奨する終末期のケア・医療についての話し合いの方法です。

最期までご自分の意思や尊厳を守って生きていくためには、それを理解して代理してくれる人への意思表示がとても重要です。

遺言書を作ってみる、家族信託・任意後見を考えてみる、こうした“終活”の中に、ぜひ終末期へ向けた話し合いも検討してみてください。

次回のテーマは

【延命治療と救命治療の違いについて】

を予定しています。よろしくお願い致します。

ご意見・ご質問などがございましたら、お気軽にご連絡ください。

テーマのリクエストなどもございましたら、お聞かせいただきたいと思っております。



司法書士事務所オルティ
司法書士 中村育美

東京都杉並区高円寺南 4-41-10
UPBASE 高円寺 302
03-6161-6392
070-9050-0412
Mail: info@alty-law.jp
HP: <https://alty-law.jp/>